

身近なトラブル注意報

SMS(ショートメール)を用いて有料動画の未納料金
の名目で金銭を支払わせようとする「アマゾンジャパ
ン合同会社等をかたる架空請求」にご注意を!!



【なりすましに使われた名称の例】

- ・アマゾンジャパン相談係
- ・アマゾンサポートセンター
- ・アマゾン(株)受付センター
など

※アマゾンジャパン合同会社及び
その関係会社は本件とは無関係です。

おかしいな?!…と
思ったら……

これだけは覚えておきましょう!

- ①アマゾンは、SMSで請求することはないため、SMS記載の電話番号には絶対に連絡しない。
- ②電話をかけてしまっても正当な理由のない請求には絶対に応じない。
- ③心配があれば、

「**坂東市消費生活センター**」
相談専用 ☎0297(36)2035

相談時間：平日 午前9時～午後4時

「**消費者ホットライン**」☎188

(お近くの消費生活センターにつながります)